

# 事業概要

令和5年度（2023年度）版



葛飾区児童相談所

Katsushika child guidance office



# 目 次

第 1	児童相談所の概況	1
1	葛飾区の概要	1
2	児童相談所の概要	1
3	設置の目的・理念	2
4	児童相談所等の沿革	3
5	児童相談所の組織及び職員	4
(1)	組織	4
(2)	職員の配置状況	5
6	児童相談所で取り扱う児童相談・援助	6
(1)	相談の種類	6
(2)	援助の種類	7
(3)	その他	9
(4)	相談の流れ	10
第 2	事業の概況	11
1	相談状況	11
(1)	概況	11
(2)	相談経路別受理状況	12
(3)	相談内容別・男女別受理状況	13
(4)	年齢別相談受理状況	14
(5)	児童虐待対応状況	15
(6)	触法少年の送致	18
(7)	外国人の相談状況	19
2	調査、診断、一時保護状況等	19
(1)	児童福祉司の活動状況	19
(2)	児童心理司の活動状況	20
(3)	保健師の活動状況	21
(4)	医学診断の実施状況	21
(5)	被害事実確認面接・系統的全身診察の実施状況	21
(6)	弁護士活動状況	22
(7)	一時保護の状況	22
(8)	施設入所の状況	24
3	里親制度	24
(1)	里親登録数	25
(2)	区内里親養育児童数	25

(3) 里親委託児童数.....	25
(4) ファミリーホーム設置・委託児童数.....	26
(5) 里親の支援体制.....	26
(6) 里親等委託率の現状.....	32
4 各種事業.....	32
(1) メンタルフレンド.....	32
(2) 保護者支援医療相談.....	33
(3) 通所グループ.....	33
5 子どもの権利擁護.....	34
(1) 第三者委員の活動.....	34
(2) 施設や里親のもとで暮らす子どもへの取組.....	34
6 人材育成・定着支援.....	35
(1) 人材育成計画.....	35
(2) 令和5年度研修内容.....	36
(3) 支援者支援コーディネーター.....	38
7 特別区からの派遣研修職員の受入れ.....	39
第3 統計.....	40
1 相談受理状況.....	40
(1) 経路別受理状況.....	40
(2) 種類別受理状況.....	40
2 相談対応状況.....	40
(1) 種類別対応状況.....	40
(2) 種類別・経路別対応状況.....	40
(3) 虐待種類別・主な虐待者別対応状況.....	40
(4) 被虐待児年齢別・虐待種類別対応状況.....	40

# 第1 児童相談所の概況

## 1 葛飾区の概要（令和6年4月1日現在）

面積 34.80 km<sup>2</sup>  
人口 467,922 人  
児童人口※ 61,471 人  
世帯数 250,111 世帯

※ 児童人口とは、0歳から18歳未満の人口のことです。

## 2 児童相談所の概要

名称 葛飾区児童相談所  
所在地 葛飾区立石二丁目30番1号  
開設年月日 令和5年10月1日  
相談窓口電話 TEL 03-5698-0303  
FAX 03-5698-0337

交通 電車 京成押上線「京成立石駅」下車 徒歩12分  
バス 都営バス草39「梅田小学校前」下車 徒歩3分  
京成バス新小51「葛飾警察署」下車 徒歩6分  
京成バス新小53「葛飾区役所」下車 徒歩10分



### 3 設置の目的・理念

児童福祉法では、全ての児童は、適切に養育されること、心身の健やかな成長・発達や自立を図ることなどを等しく保障される権利を有することが明記されています。葛飾区は、このような理念のもと、「子どもとその家庭が安全で安心して自立した生活ができるかつしか」の実現を目指しています。この実現に向けて、子どもや家庭に寄り添い、未然に課題の発生や重篤化を防ぐため、子ども総合センターの機能を強化しました。加えて、子どもの命と安全を第一に考え、法的介入をはじめとした措置機能や一時保護機能を活用した専門的な対応を可能とするため、児童相談所を新たに設置しました。

葛飾区では、子ども総合センターと児童相談所が両輪となり、区の児童福祉を推し進めていきます。双方の機能を十分に発揮することで、これまで以上に適切かつ迅速に、子どもや保護者一人一人の状況に合わせた切れ目のない支援を行っていきます。

本区が目指す児童相談体制 5つの目標
①子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます。
②子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります。
③子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります。
④虐待予防に対する支援の充実を図ります。
⑤地域の見守り力の育成を図ります。

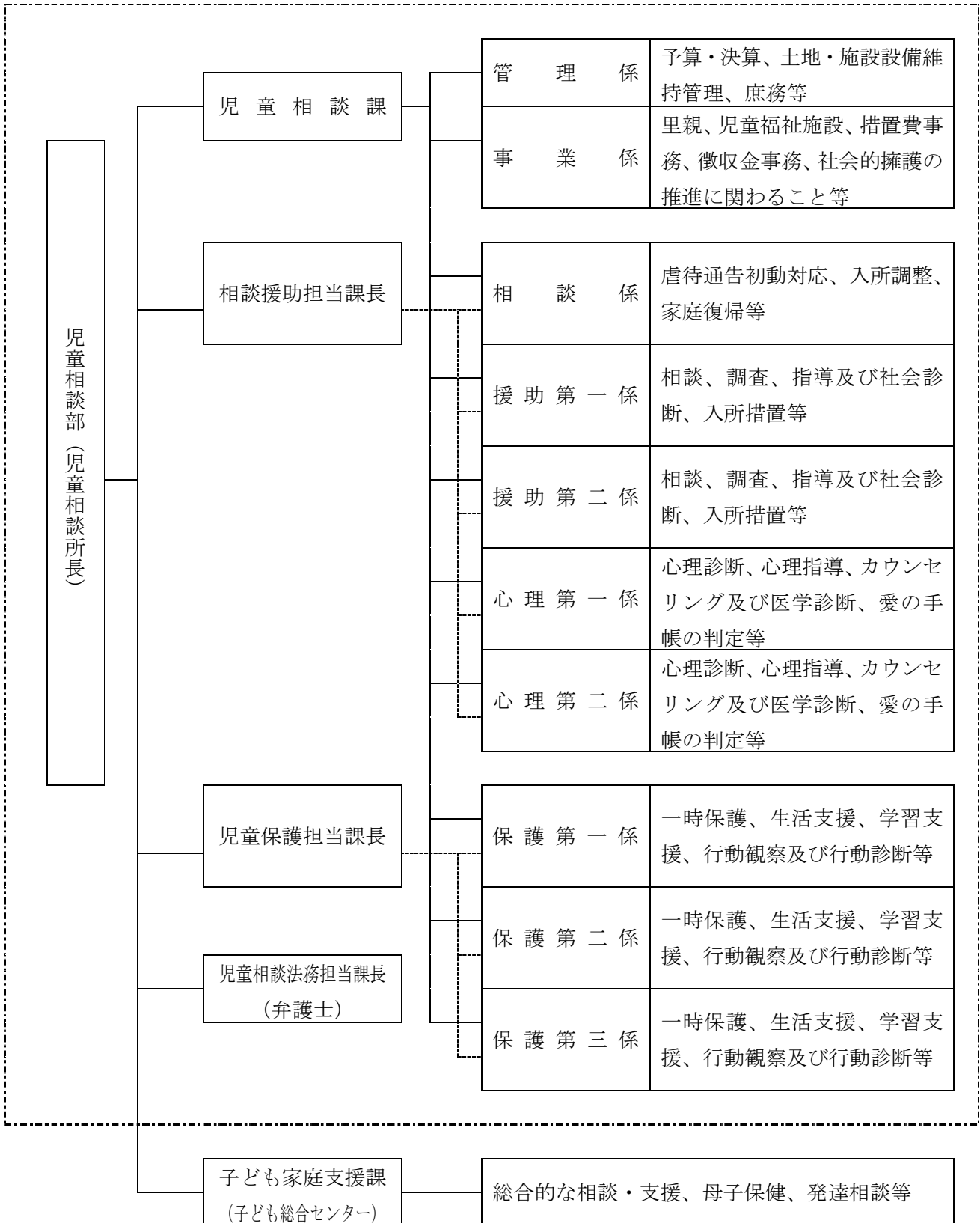
#### 4 児童相談所等の沿革

時 期	できごと
平成 15 年 10 月	葛飾区青戸子ども家庭支援センター開設
平成 18 年 4 月	葛飾区要保護児童対策地域協議会設置
平成 20 年 6 月	「都区のあり方検討委員会幹事会」で、児童相談所設置などに関する事務について、区へ移管する方向で検討する事務として整理
平成 23 年 7 月	葛飾区子ども総合センター開設
平成 24 年 2 月	都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始
平成 25 年 11 月	検討会において「特別区児童相談所移管モデル」を作成
平成 28 年 6 月	「児童福祉法の一部を改正する法律」公布： <u>政令で児童相談所設置市として定める特別区が児童相談所を設置できるようになる。</u>
平成 28 年 7 月	児童相談所の移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置
平成 28 年 11 月	連絡調整会議において児童相談所開設に向けたロードマップを作成
平成 29 年 4 月	「改正児童福祉法」施行
平成 30 年 5 月	児童養護施設等の入所施設、里親、一時保護所の広域調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、都と検討を開始
令和 2 年 3 月	「葛飾区児童相談所基本構想」策定
令和 2 年 10 月	「葛飾区児童相談所基本計画」策定
令和 3 年 1 月	「葛飾区児童相談所基本設計」完了
令和 3 年 10 月	「葛飾区児童相談所実施設計」完了
令和 4 年 3 月	「葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画」策定 「葛飾区子ども総合センター運営計画」策定 「葛飾区児童相談所設置自治体事務運営計画」策定
令和 4 年 10 月	葛飾区を児童相談所設置市に指定する政令を国へ要請
令和 5 年 2 月	葛飾区を児童相談所設置市に指定する政令が公布
令和 5 年 6 月	葛飾区児童相談所竣工
令和 5 年 10 月	「葛飾区児童相談所の設置に関する条例」施行 「葛飾区子どもの権利条例」施行 葛飾区児童相談所開設（10月1日）

## 5 児童相談所の組織及び職員

### (1) 組織（令和6年4月1日現在）

※ 一点鎖線枠内が児童相談所内組織（枠外の子ども家庭支援課を含めて児童相談部）





## (2) 職員の配置状況（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

所属・職種等		配置数※	内 訳※		
			常 勤	会計年度	特別職
児童相談部長（児童相談所長）		1	1	0	0
児童相談課長 ライン	児童相談課長	1	1	0	0
	事務（うち1名措置費共同経理課へ派遣）	21	21	0	0
	児童福祉司（里親養育支援担当）	3	3	0	0
	支援者支援コーディネーター	2	0	2	0
	事務補助員	1	0	1	0
相談援助担当課長 ライン	相談援助担当課長（児童福祉司）	1	1	0	0
	児童福祉司	34	34	0	0
	児童相談員	8	8	0	0
	児童心理司	21	21	0	0
	保健師	1	1	0	0
	安全確認対応職員	2	0	2	0
	家庭復帰支援員	1	0	1	0
	児童相談所愛の手帳判定医	9	0	0	9
	児童相談所医療相談医	3	0	0	3
児童相談所保護者支援医	2	0	0	2	
児童保護担当課長 ライン	児童保護担当課長	1	1	0	0
	児童指導員・保育士	43	43	0	0
	事務	3	3	0	0
	看護師	2	2	0	0
	心理療法担当職員	3	0	3	0
	学習指導協力員	3	0	3	0
	夜間指導員	2	0	2	0
	一時保護所嘱託医	1	0	0	1
児童相談法務担当課長（弁護士）		1	1	0	0
合 計		170	141	14	15

※ 他自治体からの派遣研修職員を含まない。

## 6 児童相談所で取り扱う児童相談・援助

### (1) 相談の種類

相談区分		内容
養護相談		<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待相談</li> <li>・養育困難 (保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)</li> <li>・迷子に関する相談</li> </ul>
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故、けが等）
障害相談		<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害相談（愛の手帳の相談含む。）</li> <li>・ことばの遅れ相談</li> <li>・肢体不自由相談</li> <li>・重症心身障害相談</li> </ul>
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為 <sup>※1</sup> 、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為 <sup>※2</sup> があったとして警察署から児童福祉法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年 <sup>※3</sup> に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（登園）できない、又はしていない状態にある児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙 <sup>※4</sup> 、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱、性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び、育児、ことばの遅れに関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育を希望する方からの相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等

※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯す、又は刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為

※2 触法行為：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上18歳未満の少年

※4 かん黙：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で学校等の特定場面又は生活全般で話さない状態

## (2) 援助の種類

	区 分	内 容
措 置 に よ る も の	訓戒・誓約書の提出 (第27条第1項第1号)	誓約書の提出は、注意を与えるだけでは足りない場合に、児童又は保護者に同じような問題行動をしないと約束させ、書類を提出させる。
	児童福祉司指導 (第26条第1項第2号) (第27条第1項第2号) (虐待防止法第11条第1項)	・家庭環境に起因する複雑な問題を有する児童等、援助に専門的知識、技術を要するケースに対して、来所又は家庭訪問等の方法により継続的に行う指導 ・児童虐待を行った保護者に対して行う指導
	児童委員指導 (第27条第1項第2号)	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整により解決すると考えられるケースについて、児童委員に指導を依頼する。
	福祉事務所送致等 (第26条第1項第4号)	知的障害者福祉司又は社会福祉主事による指導が適当な場合
	里親委託 (第27条第1項第3号)	①養子縁組を目的とせずに一定期間養育する「養育家庭」②障害児等の専門的ケアを要する児童を一定期間養育する「専門養育家庭」③養子縁組を目的として養育する「養子縁組里親」④保護者が行方不明等の状態にあり児童の扶養義務者等である親族が養育する「親族里親」に対し、児童の養育を委託する。
	小規模住居型児童養育事業委託 (第27条第1項第3号)	一定の要件を備えた養育者の住居で5～6人の児童を養育する事業を行う者に対し、児童を委託する。
	児童福祉施設等入所 (第27条第1項第3号) (第27条の2) (第31条) (第31条の2)	乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。
	指定発達支援医療機関委託 (第27条第2項)	国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するものに、児童を委託する。
	家庭裁判所送致 (第27条第1項第4号) (第27条の3) (少年法第3条第2項) (少年法第6条の7)	家庭裁判所の審判に付することが適当である児童、強制的措置を要する児童等を家庭裁判所に送致する。
	区市町村送致※ (第26条第1項第3号)	児童相談所が受理したケースのうち、区市町村による支援等を要すると考えられるケース等について、児童相談所から区市町村へ送致する。
区市町村指導委託※ (第26条第1項) (第27条第1項、第2項)	児童や保護者の状況、地理的要件やこれまでの相談経緯等から区市町村による継続的に寄り添った支援が適当と考えられるケースについて、児童相談所が行政処分としての指導措置を区市町村に委託し、区市町村が具体的な支援(指導)活動を行う。	

( ) 内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法

※ 法律上の表記は、市町村送致及び市町村指導委託

区 分		内 容
措 置 に よ ら な い も の	助言指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	助言、情報提供等の適切な方法により、児童の有する問題が解決されると考えられる場合の指導。愛の手帳の判定、電話相談による助言等
	継続指導 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童、保護者等を児童相談所に通所させ、又は必要に応じ訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法、カウンセリング等を行う。
	他施設あっせん・紹介 (第 11 条第 1 項第 2 号ニ)	児童相談所の持つ機能以外の対応について、他の関係機関をあっせん・紹介する。
	児童自立生活援助 (第 33 条の 6)	義務教育終了後、児童養護施設等を退所した児童又はその他の児童で、自立を図るために必要な場合においてその児童から申込みがあったときは、自立援助ホーム等に入所させて、社会的自立に向けた援助を行う。

( ) 内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法

### (3) その他

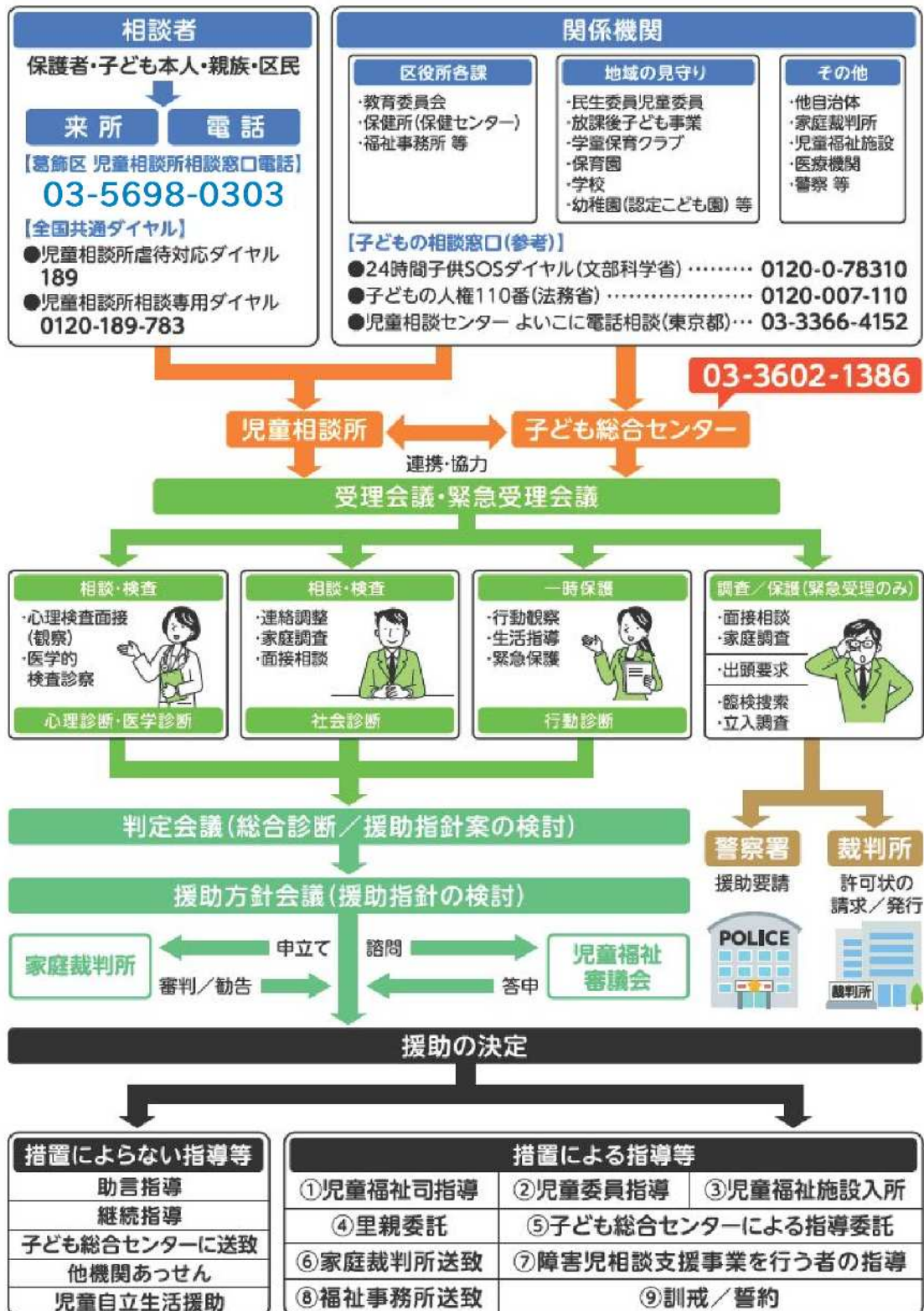
区 分	内 容
意見付与 (第 24 条の 3 第 3 項)	障害児施設給付費の要否の決定に際し、児童相談所長の意見を付与する。
家庭裁判所家事審判請求 (第 28 条) (第 33 条の 6 の 4) (第 33 条の 7・8・9)	児童福祉施設等の入所の承認の請求、親権一時停止・親権喪失・管理権喪失の請求(民法第 834 条・第 834 条の 2・第 835 条)、未成年後見人選任(第 840 条)・解任(第 846 条)の請求、特別養子適格の確認請求(令和 2 年 4 月 1 日に施行された児童福祉法上の規定)を行う。
立入調査 (第 29 条) (虐待防止法第 9 条第 1 項)	児童相談所長は、保護者による児童虐待等のおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。 正当な理由なく立入調査を拒否する等の職務妨害等に対しては、罰則規定がある(第 61 条の 5 第 2 項)。
一時保護・一時保護委託 (第 33 条第 1～第 10 項) (虐待防止法第 8 条第 2 項)	児童相談所長は、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童等を一時保護し、又は児童福祉施設等に一時保護委託することができる。
面会・通信の制限 (虐待防止法第 12 条)	虐待を受けた児童で施設等入所中や一時保護中に、虐待を行った保護者の面会又は通信を制限することができる。
接近禁止命令 (虐待防止法第 12 条の 4)	上記の面会・通信制限を受けている場合で必要があると認めるときは、児童の身近につきまとい又は付近を徘徊しないよう命ずることができる(虐待防止法第 18 条に罰則規定がある)。
同居児童の届出 (第 30 条第 1 項)	4 親等内の児童以外の児童を一定期間同居させている者に対し、区市町村長を経由して、管轄の児童相談所に届出義務を課し、虐待や人身売買のような子どもの権利侵害が発生しないよう児童の保護を図る。
所長の親権代行 (第 33 条の 8 第 2 項)	児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求に係る児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。
出頭要求 (虐待防止法第 8 条の 2)	児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを認め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
再出頭要求 (虐待防止法第 9 条の 2)	保護者が上記の出頭要求又は立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。
臨検・搜索 (虐待防止法第 9 条の 3)	保護者が正当な理由なく立入調査に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

( ) 内の法律名の記載のない条文は、児童福祉法

#### (4) 相談の流れ

葛飾区では、子どもや家庭に関する相談・通告の早期対応の窓口は、引き続き子ども総合センターが担っています。

なお、深刻な身体的虐待や性的虐待等で一時保護が必要なケースや専門的な支援が必要なケースは、児童相談所が担うこととしています。

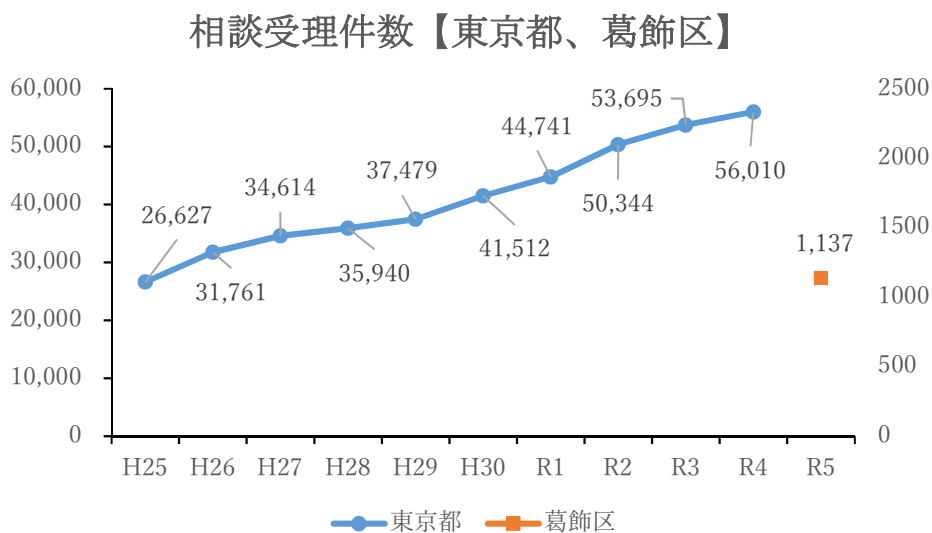
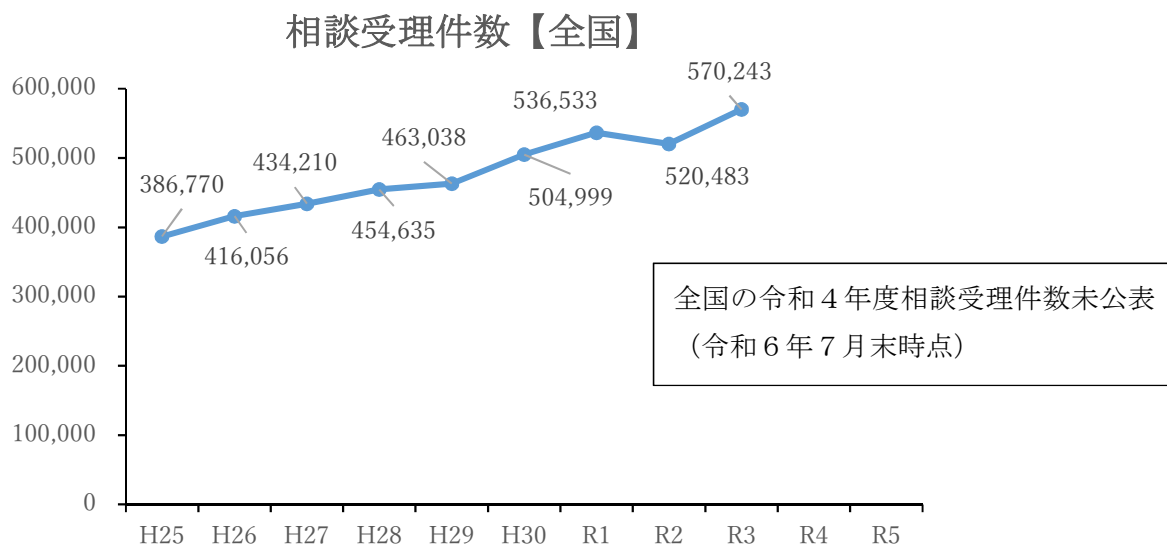


## 第2 事業の概況

### 1 相談状況

#### (1) 概況

令和5年度の葛飾区児童相談所における相談受理件数は、1,137件です。



(2) 相談経路別受理状況

令和5年度の相談受理件数1,137件のうち、家族・親戚からの相談が最も多く344件、次いで警察等334件、近隣・知人77件と続いています。

(単位：件)

		令和5年度
都道府県・ 指定都市・ 中核市・特別区	児童相談所	55
	福祉事務所	1
	保健センター	0
	その他	26
区市町村	福祉事務所	0
	児童委員	0
	保健センター	0
	その他	3
児童福祉施設・ 指定発達支援 医療機関	保育所	7
	児童福祉施設	11
	指定発達支援 医療機関	0
	児童家庭支援センター	0
認定こども園		0
警察等		334
家庭裁判所		8
保健所及び 医療機関	保健所	0
	医療機関	6
学校等	幼稚園	4
	学校	24
	教育委員会等	0
里親		1
児童委員		0
家族・親戚		344
近隣・知人		77
児童本人		14
その他		222
合 計		1,137



### (3) 相談内容別・男女別受理状況

令和5年度の相談受理件数1,137件のうち、児童虐待相談が最も多く663件です。児童虐待相談の内訳は、身体的虐待157件、性的虐待5件、心理的虐待375件、ネグレクト123件、不明3件です。

また、男性は362件、女性は301件と男性が多くなっています。

(単位：件)

		令和5年度		
		男 性	女 性	合 計
養護相談	児童虐待相談	362	301	663
	その他の相談	64	62	126
保健相談		0	1	1
障害相談	肢体不自由相談	2	0	2
	視聴覚障害相談	0	0	0
	言語発達相談	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0
	知的障害相談	142	62	204
	発達障害相談	0	0	0
非行相談	く犯行為等相談	2	3	5
	触法行為等相談	32	7	39
育成相談	性格行動相談	27	19	46
	不登校相談	12	9	21
	適性相談	0	0	0
	育児・しつけ相談	3	2	5
その他の相談		19	6	25
合 計		665	472	1,137

#### (4) 年齢別相談受理状況

令和5年度の相談受理件数1,137件のうち、各年齢層とも一番大きな割合を占めているのは、児童虐待相談です。

(単位：件)

		総数	0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上
養護相談	児童虐待相談	663	204	226	124	109
	その他の相談	126	27	42	30	27
保健相談		1	1	0	0	0
障害相談	肢体不自由相談	2	0	2	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0
	言語発達相談	0	0	0	0	0
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0
	知的障害相談	204	36	91	59	18
	発達障害相談	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等相談	5	0	1	2	2
	触法行為等相談	39	0	26	10	3
育成相談	性格行動相談	46	0	15	11	20
	不登校相談	21	0	9	8	4
	適性相談	0	0	0	0	0
	育児・しつけ相談	5	2	2	0	1
その他の相談		25	6	2	1	16
合計		1,137	276	416	245	200

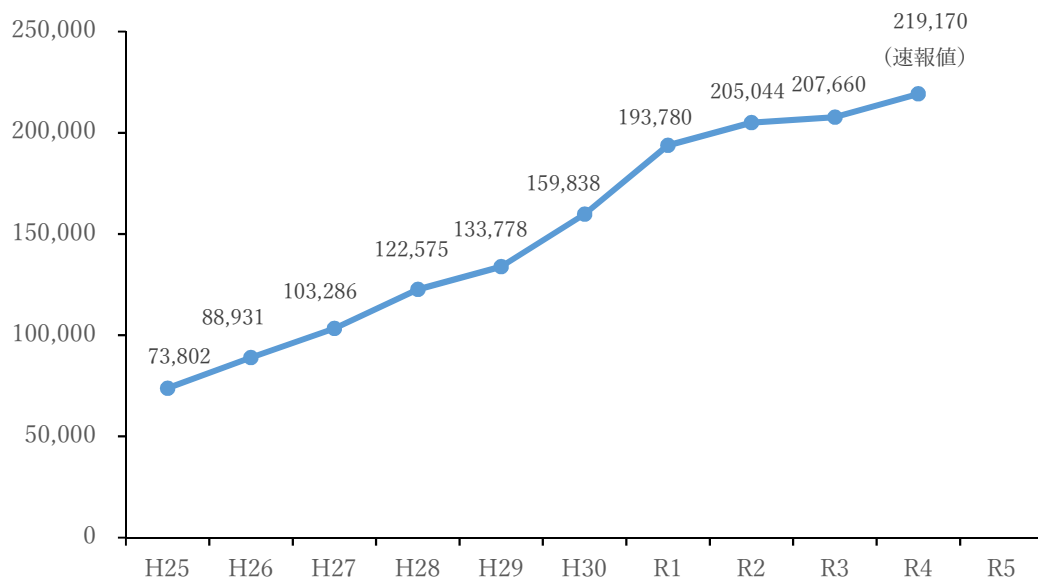
## (5) 児童虐待対応状況

### ア 児童虐待対応状況

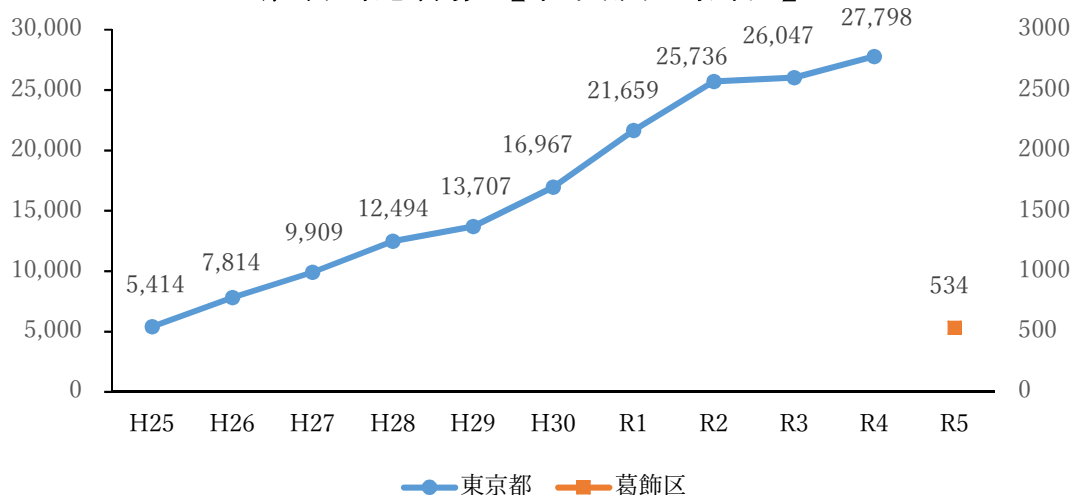
令和5年度の葛飾区児童相談所における児童虐待対応件数は、534件です。

なお、児童虐待対応件数とは、東京都足立児童相談所からの引継ぎケース及び令和5年度中に葛飾区児童相談所が新規に受け付けた虐待件数のうち、令和5年度中に援助方針を決定した件数のことをいいます。

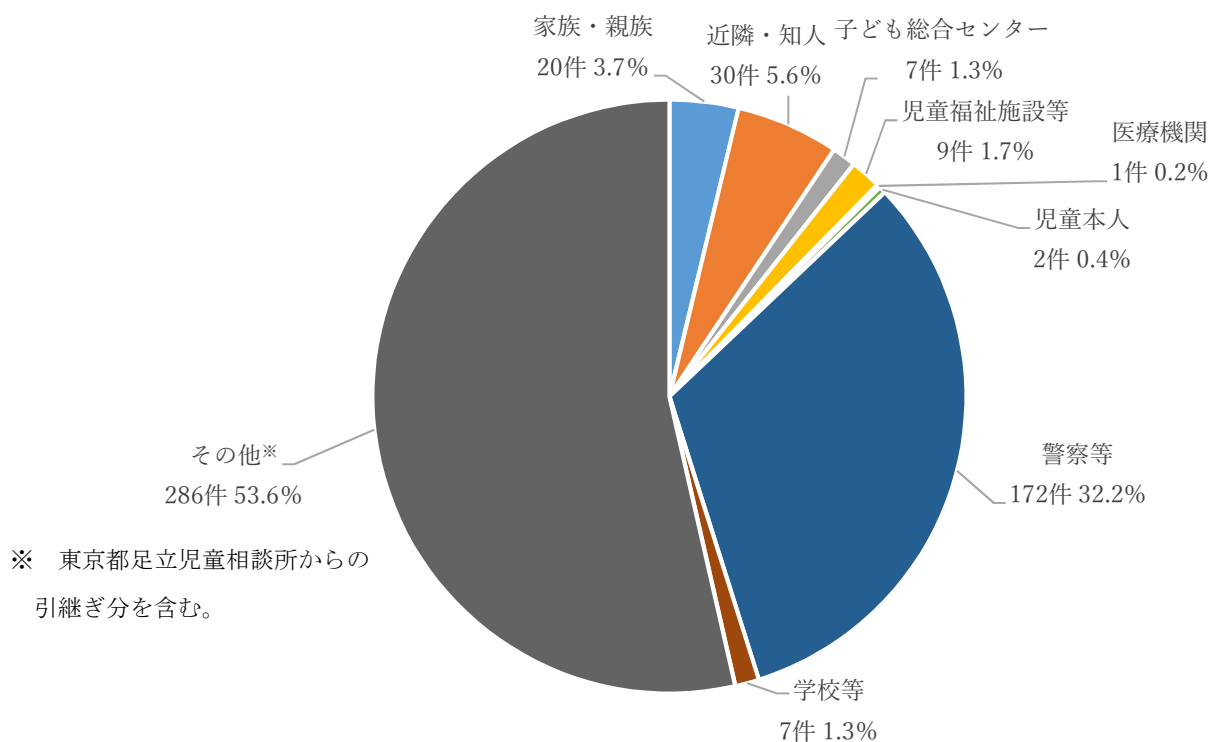
### 虐待対応件数【全国】



### 虐待対応件数【東京都、葛飾区】

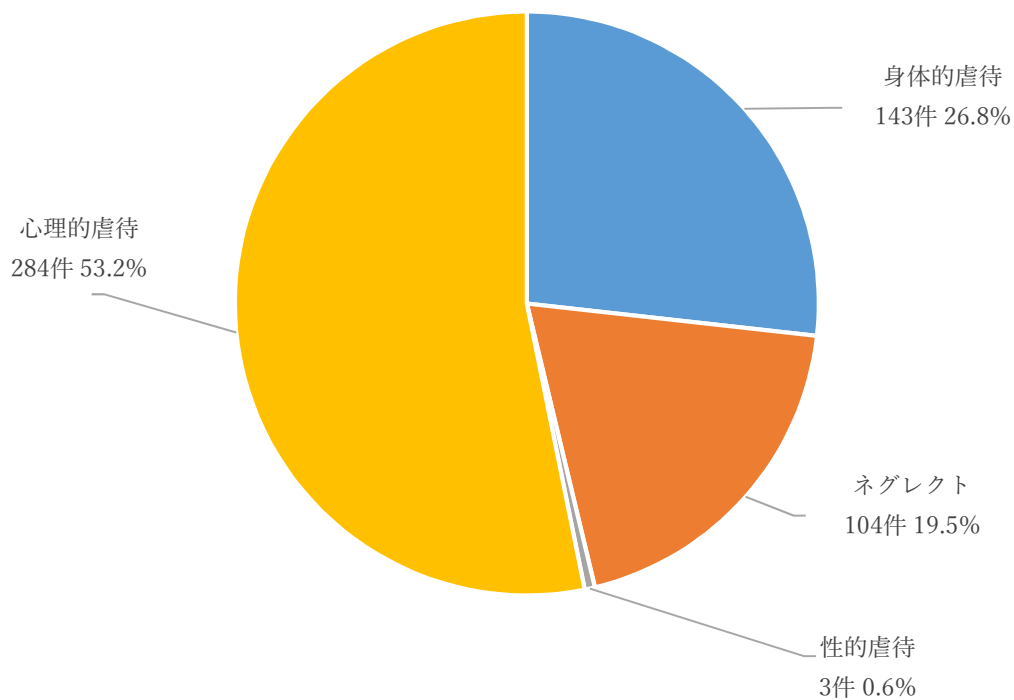


## イ 経路別対応状況



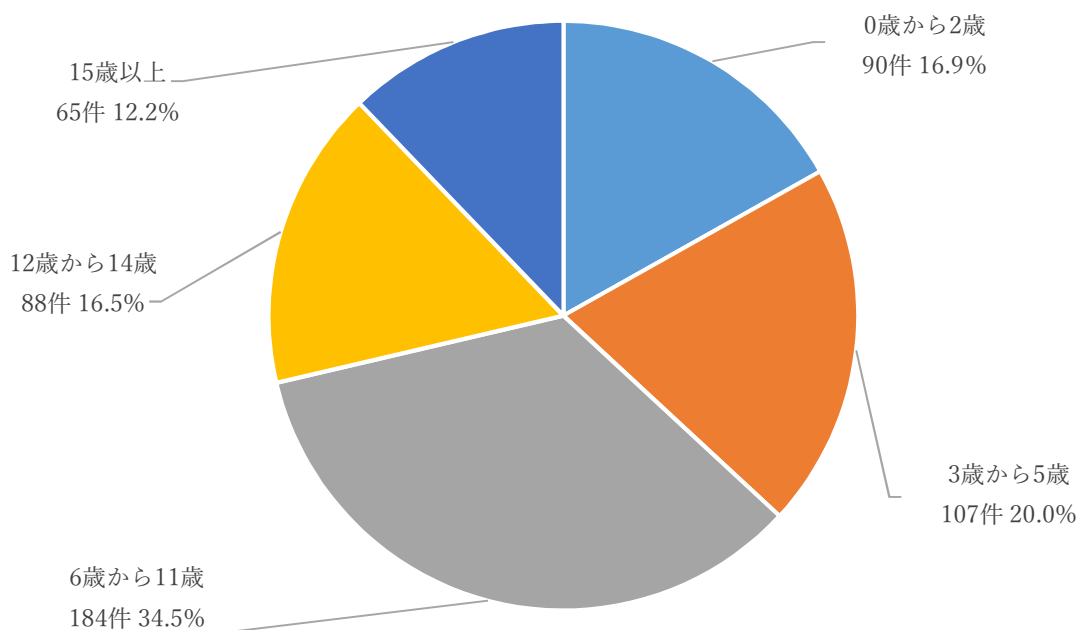
割合は小数点を四捨五入しているため、合計しても 100%にならない場合がある。

## ウ 虐待種類別対応状況



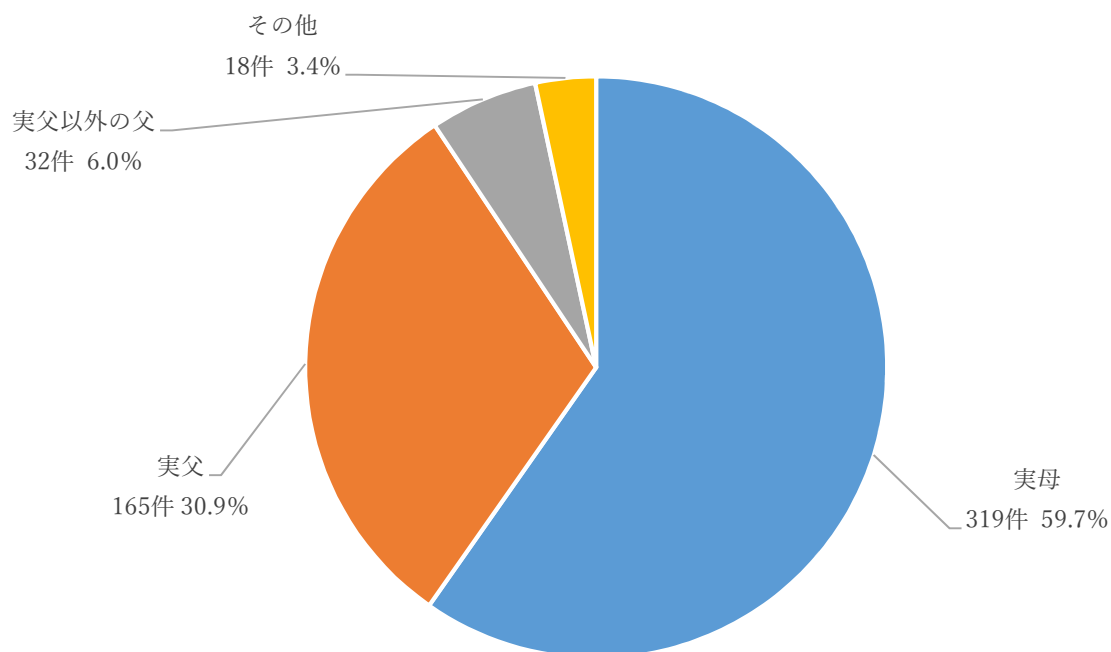
割合は小数点を四捨五入しているため、合計しても 100%にならない場合がある。

## エ 年齢別対応状況



割合は小数点を四捨五入しているため、合計しても 100%にならない場合がある。

## オ 虐待者別対応状況



割合は小数点を四捨五入しているため、合計しても 100%にならない場合がある。

## カ 児童相談所と子ども総合センターの児童虐待相談受付状況等

令和5年度の児童虐待相談受理件数は、児童相談所で663件、子ども総合センターで794件です。

なお、児童相談所と子ども総合センターが協働して対応するケースもあります。

(単位：件)

年 度	児童相談所	子ども総合センター※
令和5年度	663	794

※ 子ども総合センターの受理件数は、1年間の件数

子ども総合センターには、これまで培ってきた身近な相談窓口としての区民からの信頼や葛飾区要保護児童対策地域協議会の調整機関として地域の関係機関との連携体制を築いてきた実績があります。葛飾区では、子どもと家庭に関する相談・通告の早期対応の窓口はこれまでどおり子ども総合センターが担い、深刻な身体的虐待や性的虐待等で一時保護が必要なケースや専門的な支援が必要なケースは児童相談所が担うこととしました。区内に児童相談所ができたことにより、これまで以上に迅速かつ丁寧な対応を行い、子どもに関する重篤な問題の発生予防機能をより一層高めた児童相談体制としました。

### (6) 触法少年の送致

警察は、触法少年を発見したときは児童相談所に通告できます。さらに、触法少年に係る事件について警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と思料するとき、又は家庭裁判所の審判に付することが適当と思料するときには、児童相談所に送致することとされています。

(単位：件)

年 度	触法送致件数	内 訳						
		送致種別			一時保護の状況		家裁送致の状況	
		身柄送致	身柄通告後送致	書類送致	一時保護あり	一時保護なし	家裁送致あり	家裁送致なし
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0

## (7) 外国人の相談状況

令和5年度の相談受理件数1,137件のうち、外国籍の子どもは98件であり、相談受理件数の約9%を占めています。

(単位：件)

		令和5年度
養護相談	児童虐待相談	65
	その他の相談	14
保健相談		0
障害相談		14
非行相談		4
育成相談		1
その他の相談		0
合 計		98

## 2 調査、診断、一時保護状況等

### (1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもや保護者からの相談に応じ、必要な調査や社会診断を行い、指導を行っています。

(単位：人、件、回)

年 度	児童福祉司 (3.31現在) ※1	相談受理件数			行動回数				平均回数 (相談1件 当たり)
			児童福祉司 1人当たり		内 訳				
					訪 問	面 接	電 話	その他※2	
令和5年度	32	1,137	35.5	19,080	1,738	2,822	11,815	2,705	16.78

※1 他区派遣研修者を含む。管理職や里親担当児童福祉司を除く。

※2 協議やその他行動

## (2) 児童心理司の活動状況

### ア 心理診断の実施状況

児童心理司は、子どもや保護者等からの相談に応じて、子どもが抱える適応上の課題と、その原因や成り立ちを明らかにするために、心理検査や面接、行動観察等を行っています。

(単位：件)

		令和5年度
心理検査	知能検査	240
	発達検査	79
	描画検査	84
	その他	22
面接・観察・指導	子ども	1,458
	保護者	651
	その他	553

### イ 心理療法・カウンセリング等の実施状況

児童心理司は、心理面接や各種心理療法により子どもの心理的ケア、非行や集団不適応等の課題の解決、親子関係の改善を図ります。

また、保護者等への助言も行います。

(単位：件)

年 度	延べ実施数		
	子ども	保護者	その他
令和5年度	1,156	366	310

### ウ 東京都児童相談センター治療指導事業等の利用状況

東京都との協定書に基づき、東京都児童相談センター治療指導事業を利用しています。虐待による心の傷（PTSD や愛着障害等）、かん黙、不登校、低年齢の非行等、情緒的問題や行動上の問題で不適応にある子どもとその保護者に対して、医療、心理、生活、学習、芸術等、他領域の専門スタッフが集中的に関わり、アセスメントや状態の改善を目指します。

(単位：回)

年 度	延べ利用数	
	通 所	宿 泊
令和5年度	1	6



## エ 愛の手帳判定の実施状況

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付を行い、知的障害の有無、愛の手帳の程度判定の業務を行っています。

(単位：件)

年 度	判定数
令和5年度	179

### (3) 保健師の活動状況

子どもや保護者に対し、性教育やアルコールに関する保健指導、乳幼児の発育発達に関するアセスメント等を行っています。

また、精神疾患を有する保護者への対応や虐待ケースにおける子どもの傷あざの確認、通院同行、医療機関や保健所等との連絡調整業務を担っています。

### (4) 医学診断の実施状況

医学的見地から子どもへの援助（必要な場合は治療を含む。）の内容や方針を定めるために、医学診断を実施しています。

(単位：件)

年 度	子どもの診察	保護者へのフィードバック
令和5年度	31	1

### (5) 被害事実確認面接・系統的全身診察の実施状況

被害事実確認面接とは、研修を受けた専門職員が誘導や暗示のない面接を行い、被害を受けたとされる体験や出来事を聞き取る面接です。

また、系統的全身診察とは、子どもに優しい環境で、話を聞きながら頭から足先まで全身の検査を行う診察です。

(単位：件)

年 度	被害事実確認面接	系統的全身診察
令和5年度	3	0

(6) 弁護士の活動状況

弁護士資格を持つ児童相談法務担当課長や葛飾区児童相談所協力弁護士制度に基づき任用している協力弁護士を配置しています。職員は、児童相談法務担当課長だけでなく協力弁護士にも相談できる体制を整えています。

職員からの相談内容は、児童福祉法第 28 条や第 33 条第 5 項に係る申立てが想定されるケースの必要な準備や家庭裁判所からの囑託書の確認のほか、子どもの権利擁護に関する相談等多岐にわたっています。

(単位：件)

年 度	児童福祉法に係る申立て		特別養子適格の 確認の申立て
	第 28 条	第 33 条第 5 項	
令和 5 年度	1	3	1

(7) 一時保護の状況

ア 一時保護決定件数

(単位：件)

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合 計
養護相談	児童虐待相談	2	11	14	9	36
	その他の相談	3	1	2	2	8
障害相談		0	0	0	0	0
非行相談		0	2	2	1	5
育成相談		0	0	0	1	1
保健相談・その他の相談		0	0	1	0	1
合 計		5	14	19	13	51

イ 一時保護委託決定件数

(単位：件)

		0～5 歳	6～11 歳	12～14 歳	15 歳以上	合 計
養護相談	児童虐待相談	9	12	11	5	37
	その他の相談	2	0	2	2	6
障害相談		0	0	0	0	0
非行相談		0	0	0	2	2
育成相談		0	0	0	1	1
保健相談・その他の相談		0	2	0	1	3
合 計		11	14	13	11	49

ウ 年度内に保護解除した子どもの日数<sup>※</sup>分布・平均日数<sup>※</sup>

(単位：件)

1～7日	8～14日	15～21日	22～28日	29～35日	36～42日	43～49日	50～56日	57日～
8	7	2	0	5	4	1	5	39
合 計	平均日数							
71	81.1							

※ 東京都足立児童相談所管轄時を含めた日数

エ 保護解除後の状況

(単位：人)

家庭復帰	里親委託	施設入所	他の児童相談所 へ移送	自立援助ホーム 入所	その他 <sup>※</sup>
44	1	11	4	4	7

※ 施設復帰や一時保護前とは別の親族宅等へ帰宅

オ 他自治体児童相談所からの受託件数

(単位：件)

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合 計
養護相談	児童虐待相談	3	2	2	1	8
	その他の相談	0	0	0	1	1
障害相談		0	0	0	0	0
非行相談		0	0	1	0	1
育成相談		0	0	0	0	0
保健相談・その他の相談		0	0	0	0	0
合 計		3	2	3	2	10

(8) 施設入所の状況

ア 入所措置等の状況

(単位：人)

施設種別	乳幼児	学齢男子	学齢女子	合計
乳児院	13	0	0	13
児童養護施設	16	93	62	171
里親・ファミリーホーム	6	10(1)	11(3)	27(4)
児童自立支援施設	0	4	1	5
児童心理治療施設	0	0	1	1
自立援助ホーム	0	3(1)	5(1)	8(2)
障害児入所施設	1	7	5	13
合計	36	117(2)	85(4)	238(6)

( ) 内は、社会的養護自立支援事業利用者の内数

イ 障害児入所施設の利用契約

(単位：人)

施設種別	乳幼児	学齢男子	学齢女子	合計
障害児入所施設	1	7	3	11

### 3 里親制度

児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等様々な事情により家庭で生活できない子どもや親による虐待等のため家庭での生活が望ましくない子どもを家庭に代わって公的に養育する社会的養護の一つです。葛飾区を含む東京都の「里親制度」では、以下の4種類の制度を設けています。

里親種別	内容
養育家庭	養子縁組を目的とせず、子どもを一定期間養育する里親
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子どもを養育する里親
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題や障害等を有する子ども等を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する里親
親族里親	両親が死亡、行方不明、長期入院等により子どもを養育できない場合に、祖父母等の親族が子どもを養育する里親

(1) 里親登録数

(単位：組)

	家庭数
養育家庭	16
養子縁組里親	18
専門養育家庭	0
親族里親	0
合 計	34

(2) 区内里親養育児童数

(単位：人)

	児童数
養育家庭	7 (4)
養子縁組里親	1 (1)
専門養育家庭	0
親族里親	0
合 計	8 (5)

( ) 内は、他自治体が措置している児童の内数

(3) 里親委託児童数

(単位：人)

	児童数
養育家庭	14 (11)
養子縁組里親	4 ( 4)
専門養育家庭	2 ( 2)
親族里親	0
合 計	20 (17)

( ) 内は、他自治体へ措置している児童の内数

#### (4) ファミリーホーム設置・委託児童数

ファミリーホームとは、第二種社会福祉事業として、養育者の住居において5～6人の子どもを養育する制度です。

(単位：箇所、人)

区 分	ホーム数	児童数
養育家庭移行型	1	5 (3)
法人型	0	0

( ) 内は、他自治体が措置している児童の内数

#### (5) 里親の支援体制

##### ア 里親支援の業務体制

##### (7) フォスタリング業務

葛飾区では、里親による養育を推進するため、里親のリクルート・アセスメント、里親登録前後・児童養育に関する研修、子どもと里親のマッチング支援、里親委託中における養育への支援、里親委託措置解除後の支援まで、一貫した里親支援を総合的に実施する「フォスタリング業務」を社会福祉法人二葉保育園二葉乳児院に委託し、区の里親担当児童福祉司とフォスタリング機関職員が連携して里親支援を行っています。

##### (4) チーム養育体制

葛飾区では、里親家庭が地域で安心して子どもを養育していけるよう、葛飾区児童相談所やフォスタリング機関をはじめとする関係機関が、里親家庭と共にチームで養育する体制をとっており、その体制を「チーム養育体制」といいます。チームの構成員は、関係機関と連携しながら子どもと里親家庭の支援を行います。

##### ① 子ども担当児童相談所

子どもを措置した児童相談所として、子どもに関する相談、アセスメント、養育状況の把握、実親との窓口等の役割を担います。

##### ② 葛飾区児童相談所（里親担当）

「チーム養育体制」の進行管理・調整役としての全体のコンサルテーションのほか、里親の登録・認定に関する事項、里親が受託した子どもの養育についての相談、指導、助言等の役割を担います。

##### ③ 葛飾区フォスタリング機関

里親による養育推進のため、葛飾区が委託した社会福祉法人が民間機関としてのノウハウを活用して、里親のリクルートから措置解除後の支援まで一貫し

た里親支援を総合的に実施しています。

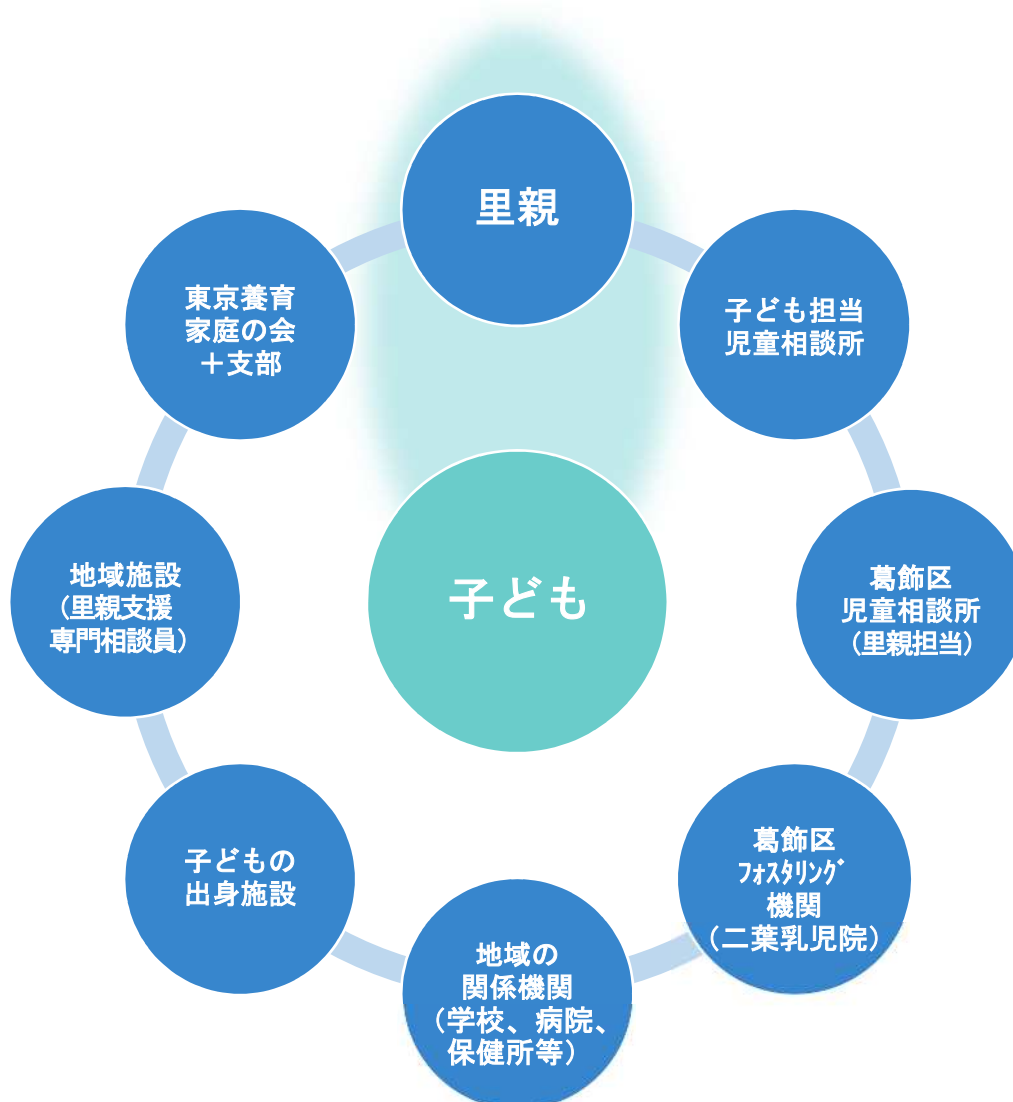
#### ④ 地域施設（里親支援専門相談員）

里親支援専門相談員は、児童養護施設や乳児院の職員として子どもの養育や自立支援のノウハウがあることから、児童相談所等と連携して、子どもと里親の交流支援や子どもを委託した里親宅への定期訪問等の役割を担います。

#### ⑤ 東京養育家庭の会

東京都内の養育家庭とその関係者で運営を行っている NPO 法人です。葛飾区では、里親に対する研修（認定前研修、更新時研修等）や広報紙の発行等を東京都と共に東京養育家庭の会に委託し、より良い環境をつくるための活動を実施しています。

<チーム養育体制>



## イ 里親支援業務の取組状況

### (7) 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度の普及啓発や里親の確保を目的として、里親制度説明会、養育家庭体験発表会、里親制度紹介パネル展のほか、チラシやポスターの作製・配布等を行っています。

実施事業	概要	令和5年度実績
里親制度説明会	里親制度についての説明	児童相談所や区有施設で月1回程度実施 合計35組65名が参加
養育家庭体験発表会	里親による養育体験の発表	令和5年11月25日(土) かつしかシンフォニーヒルズ・アイリスホールで実施 合計42名が参加
パネル展示	里親制度紹介パネル展及び里親関連書籍紹介	①令和5年10月2日(月)～10月13日(金) 区役所区民ホールで実施 ②令和6年1月26日(金)～2月13日(火) 中央図書館展示スペースで実施
子ども・子育てフェスタ	チラシ・ポスターの掲示及び普及啓発グッズの配布	①令和5年11月11日(土)にこわ新小岩で実施 ②令和5年11月18日(土)カナマチぷらっとで実施 ③令和5年11月23日(木)アリオ亀有で実施



(イ) 里親研修・トレーニング等事業

里親の養育力向上を目的として、子どもや里親家庭の状況に応じた研修やトレーニングのほか、施設における養育体験を実施しています。

実施事業	概要	令和5年度実績
里親研修事業	子どもや里親の状況に応じた実践的な内容の研修の企画・実施	令和6年1月27日(土) 「学齢期の成長と発達」養育家庭2家庭3名 二重登録家庭2家庭3名
トレーニング事業	対象家庭の状況に合わせたトレーニングの計画・実施	令和5年12月19日(火) 「一時保護が必要な子どもたちへのサポートを考える」養育家庭2家庭2名 二重登録家庭1家庭1名
養育体験	施設で生活する子どもとの交流を通じた養育体験	令和5年12月9日(土) 都内乳児院 養育家庭1家庭1名

(ウ) 里親委託推進等事業

子どもの最善の利益を図るため、子どもにとって最適な養育環境となる里親を選定するためのマッチング支援、里親新規登録・更新登録における手続き、子どもの適切な養育・支援のための自立支援計画作成等を行っています。

実施事業	概要	令和5年度実績
里親家庭マッチング支援	子どもと里親のマッチング、交流に関する関係機関等との連絡調整、交流の立会い等	マッチング支援12家庭 交流支援3家庭
自立支援計画作成	自立支援計画作成に当たっての関係機関との調整や家庭訪問、書類作成	関係機関調整・家庭訪問同行8件 自立支援計画書作成0件*
里親委託等推進委員会設置及び運営	委員会の運営に関する事務や会議資料及び報告資料の作成等	①令和5年10月19日(木) ②令和6年2月15日(木) いずれも児童相談所で開催

実施事業	概要	令和5年度実績
新規登録・登録更新手続き	里親希望者からの問合せ対応、来所面接、新規登録・更新登録に関する書類作成等	面接対応件数 19 件 訪問対応件数 12 件 ※二重登録里親については養育家庭、養子縁組里親それぞれでカウント
里親のしおり作成・配布	里親制度の仕組みや手続きを記載したしおりの作成及び里親や関係機関への配布	令和5年4～9月作成 令和5年10月以降配布
里親関連情報提供	区内里親を対象に子どもや里親に関係する情報等を紹介する機関誌の発行	パンフレット(令和5年4月～9月準備期間、10月発行) かつさとだより 2 件 (令和5年10月、令和6年1月発行)

※ 自立支援計画書は6～7月頃に作成するため、令和5年10月に開設した葛飾区児童相談所における令和5年度の実績は0件となる。

#### (I) 里親訪問等支援事業

里親等の負担を軽減し、適切な養育を確保することを目的として、里親等相互の相談援助や生活援助、交流の促進等、子どもの養育に関する支援を行っています。

実施事業	概要	令和5年度実績
里親や養子縁組成立後の養親等の相互交流(里親サロン)	里親や養子縁組成立後の養親等が養育について話し合い、情報交換をする交流会の実施	実施回数 14 回 参加人数 113 人 ※支部行事含まない。
里親カウンセリング及び未委託家庭定期巡回訪問	支援を必要とする里親からの相談対応や未委託家庭への年1回以上の定期巡回訪問	新規委託時フォローアップ訪問 2 件 未委託家庭訪問 21 件(養育家庭 7 件、養子縁組里親 14 件) 定期訪問 32 件(養育家庭 30 件、養子縁組里親 2 件) 新規委託・継続中の支援(電話等) 30 件(養育家庭 29 件、養子縁組里親 1 件)
育児家事支援者派遣事業	利用希望者に対する育児家事支援者の派遣	利用数 1 家庭 1 件 利用調整 2 件

実施事業	概要	令和5年度実績
レスパイト・ケア事業	里親等の一時的な休息のための援助	利用相談・調整3件（利用は令和6年4月）

(オ) 養育家庭等自立支援事業

子どもの社会的自立の促進・安定を図ることを目的として、自立を目指す子どもや子どもを支援する里親に対して、相談援助を行っています。

実施事業	概要	令和5年度実績
子どもや里親への相談援助	進学や就労に際しての情報提供や定期訪問等による相談対応等	里親委託児童への相談援助 12名23回 里親家庭への相談援助 5家庭18回

(カ) 養子縁組等に関する相談・支援事業

養子縁組制度の普及促進を目的として、養子縁組制度の普及啓発や養子縁組成立家庭に対して必要な支援を実施しています。

実施事業	概要	令和5年度実績
養子縁組制度の普及啓発	養子縁組制度の目的に沿った普及啓発活動	里親制度説明会と併せて実施 <sup>※1</sup>
養親希望者への支援	養親希望者からの相談対応・支援	養親希望者からの相談・支援 22件（令和5年10月～インターク含む。） 10月5件、11月3件、12月1件、1月2件、2月1件、3月10件
養子縁組成立後の支援	養子縁組家庭向け交流会の実施や訪問・相談支援	①交流会11件実施 <sup>※2</sup> ②訪問・相談支援27件

※1 「里親制度説明会」（(7) 里親制度等普及促進・リクルート事業）参照

※2 「里親及び養子縁組成立後の養親等の相互交流」（(1) 里親訪問等支援事業）参照

## (6) 里親等委託率の現状

(単位：%)

年 度	里親委託率
令和 5 年度	11.1

<里親等委託率の算出方法>

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【A】

＝里親等委託率

乳児院入所児童数＋児童養護施設入所児童数＋養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数【B】

<養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている児童（【B】の児童数）内訳>

(単位：人)

	児童数*	
乳児院入所児童	13	
児童養護施設入所児童	171	(16)
養育家庭等	20	( 3)
ファミリーホーム	3	( 2)
合 計	207【B】	(21)

養育家庭等・ファミリーホーム  
委託児童数：23【A】

※ 社会的養護自立支援事業利用者を含まない。

( ) 内は、区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数

## 4 各種事業

### (1) メンタルフレンド

メンタルフレンドとは、様々な社会不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもと、お兄さん又はお姉さんの世代に当たるボランティアが、対話や遊び、スポーツ、料理等を介して関わることで、子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行う事業です。

原則年1回の募集で、登録に当たり研修を受ける必要があります。令和5年度の登録者は17名で、大学生が主となっています(活用実績はなし。)

また、登録者の交流等を目的とした研修会を年1回実施しています。

## (2) 保護者支援医療相談

特別職非常勤職員として専門医2名（精神科）を配置しています。定期的な相談枠を設け、保護者へのカウンセリング、保護者への医学的見地からの助言や指導、児童相談所職員の相談援助業務に対する助言等を行っています。

（単位：人、件）

年 度	対象者数	実施件数	延べ件数
令和5年度	7	13	13

## (3) 通所グループ

### ア セカンドステップ

小学校低学年の子どもに対し、コミュニケーションスキルの向上を目指すことを目的として実施するプログラムです。令和5年度は、対象となる子どもがいなかったため実施していません。

### イ 保護者支援グループ

子どもの養育に不安や悩みを抱えた保護者に対し、通所により実施している心理グループプログラムです。親子のよりよいコミュニケーションに役立つ具体的なスキルの習得を目的としています。

（単位：人）

年 度	参加人数
令和5年度	2

### ウ 保護者支援医療グループ

虐待を行った保護者や子どもの養育に不安や悩みを抱えた保護者に対し、精神科医師をファシリテーターとして、通所により実施するグループプログラムです。保護者が自身を振り返り、適切な養育態度についての理解を深めることを目的としています。

（単位：人）

年 度	参加人数
令和5年度	1

## 5 子どもの権利擁護

### (1) 第三者委員の活動

第三者委員は、一時保護所を定期的に訪問し、子どもの様子や職員の子どもへの接し方を確認し、子どもからの相談や苦情を受け付けるなど、公正・中立の立場で権利擁護を図るための活動を行います。

本区では、第三者委員を性別の異なる弁護士2名に委嘱し、各委員が交代で毎週訪問しています。

(単位：人)

実施月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	平均
延人数	13	26	23	18	18	19	117	19.5

### (2) 施設や里親のもとで暮らす子どもへの取組

#### ア 子どもの権利ノート

児童福祉施設等への措置が決定した段階で「子どもの権利ノート」を活用し、児童福祉司が子どもに自身の権利についての説明をします。「子どもの権利ノート」には、守られるべき子どもの権利や権利を侵害されたときの相談先を掲載しています。

また、葛飾区子どもの権利擁護事業では、意見表明の手段としてフリーダイヤル、インターネットからの入力フォームの設置等に加え、「子どもの権利ノート」と一緒に意見表明用はがきを配付しており、郵送によることも可能です。

#### イ 被措置児童等虐待対応

被措置児童等虐待（施設職員等による入所している子どもへの虐待）に関わる通告や届出がなされた場合、速やかに当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行います。子どもへの対応は、児童福祉司、児童心理司及び子どもの権利擁護担当（子育て政策課）が協力して行います。

なお、被措置児童等虐待の対応結果については、児童福祉審議会へ報告しなければならないとされています。その報告に対し、児童福祉審議会は、意見を述べる事ができるとされています（児童福祉法第33条の15第2項及び同条第3項）。

(単位：件)

年度	受理件数	調査報告件数	内 訳		
			虐待該当	非該当	判断不可
令和5年度	1	0	0	0	0

## ウ 児童福祉審議会への諮問

子どもの権利を擁護するために、児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合で、児童福祉法に規定する事項及び児童相談所運営指針（平成2年3月5日児発第133号厚生労働省児童家庭局長通知「児童相談所運営方針について」）に示されている事例に該当するものは、児童相談所がとるべき措置について児童福祉審議会へ諮問しています。

(単位：件)

諮問事項	令和5年度	
	適 当	不 適 当
児童又はその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合(児童福祉法第27条第6項、同施行令第32条第1項)等	6	0

## 6 人材育成・定着支援

### (1) 人材育成計画

児童相談所・一時保護所職員は、幅広い専門知識及び臨機応変で迅速な対応が求められます。本区は、当該業務の経験年数が1～2年目の職員が多く、人材育成が極めて重要となっています。

そこで、職員が業務上必要となる意識・能力を「求められる職員像」及び「職種及び経験年数に応じた到達目標」として定め、本区児童相談所の特徴を踏まえながら人材育成の視点をまとめた「葛飾区児童相談所・一時保護所人材育成方針」を策定しました。

また、人材育成方針の中では、児童相談部長を会長、各職種の課長及び係長を委員とした「葛飾区児童相談所・一時保護所職員育成に係る検討会」の実施も定めています。検討会により人材育成に関する認識を共有することで、組織として統一された育成を実施できるよう目指すとともに、職員が自発的に目標の達成に向けて自身の能力向上を図り、職員一人一人に人材育成方針・研修計画の内容を浸透させていくなどの働きかけも行います。加えて、当該年度に受講する研修を職種ごとに一覧としてまとめた「葛飾区児童相談所・一時保護所研修計画」も策定しています。

社会情勢によって職員に求められる意識・能力は変化していきます。そのため、人材育成方針・研修計画で定めた内容に固執せず、最新の動向の把握も行い、それに合わせながら柔軟に人材の育成を図っていきます。

## (2) 令和5年度研修内容

児童相談課職員が受講した主な研修は、以下のとおりです。

課内研修（内部講師）			
	項目	内容	講師
1	子どもの意見表明支援研修	子どもの意見表明について	児童相談法務担当課長
2	児童相談所運営指針、葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画について	運営指針、運営計画の内容について	児童保護担当課長
3	組織体制、児童相談所開設準備室などについて	組織体制や準備室の目的、業務進捗等について	係長
4	相談部門と一時保護部門の連携、指導員の基礎を学ぶ	部門間連携とハンドブックを活用した指導員の基礎について	担当員

課内研修（外部講師）			
	項目	内容	講師
1	面前DVの基礎知識・面前DVが子どもに及ぼす影響と対応	面前DVについての基礎知識や対応方法について	NPO法人 Saya-Saya
2	ヤングケアラーに関する基礎知識	ヤングケアラーについての基礎知識や対応方法について	NPO法人 UPTREE
3	アルコール問題を抱える家族の子どもたち	アルコール問題についての基礎知識や対応方法について	大学准教授
4	事例検討から考える対応が難しい家族について	対応が難しい家族について基礎知識や対応方法の事例検討	児童相談業務指導員
5	子どもの成長・発達と生育環境	子どもの発達段階や生育環境が及ぼす影響について	大学教授
6	アサーション研修	アサーションスキルについて	株式会社人財開発研究所
7	希望の家（児童養護施設）短期派遣研修	子どもへの支援や関わり方を学ぶ	希望の家

外部研修			
	項目	内容	講師
1	実務者研修	様々な背景や問題を抱えた子どもに対する適切な対応について	国立武蔵野学院
2	市区町村虐待指導者研修	協働に基づく包括的なケースマネジメントの技能の向上	子どもの虹情報研修センター
3	子どもの声を聴く	児童虐待や思春期問題に関連する新たな知見、視点、方向性について	センター



外部研修			
	項目	内容	講師
4	児童相談所弁護士専門研修	児童相談所の児童福祉司等の職員への法的助言や協働について	西日本こども研修センターあかし
5	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック会議	援助方針の在り方について議論	
6	一時保護時の司法審査に関する研修会	一時保護時の司法審査について	児童相談所内弁護士協会
7	子どもの話を聞く研修	子どもへの事実調査の基礎について	子ども支援センターつなぐ
8	虐待被害児支援・司法面接研修(CAN研修) STEP1・2	子どもに負担の少ない聞き取りを行う司法面接の手法等について	
9	ピアレビュー研修	録画した面接に関して専門的知識や経験を有する者からピアレビューを受ける	
10	セカンドステップ基礎研修会	セカンドステップについて	日本こどものための委員会
11	新版 K 式発達検査(初級)講習会	新版 K 式発達検査について	京都国際社会福祉センター
12	WISC-V 知能検査講習会	WISC-V 知能検査について	日本文化科学社
13	WISC-V 知能検査活用の基礎-検査結果解釈と発達支援実践の橋渡し-	WISC-V 知能検査について	公益財団法人日本公認心理師協会
14	日本版 KABC-II ベーシック講習会	KABC-II 検査について	日本 K-ABC アセスメント学会
15	RIFCR (リフカー) 研修	RIFCR (リフカー) について	認定 NPO 法人チャイルドファーストジャパン
16	グループ Triple P ファシリテーター養成講座	グループ Triple P のファシリテーターの養成	NPO 法人 Triple P Japan
17	CARE ワークショップ	CARE について	駒木野病院すこやか
18	さまざまな面接と支援に家族療法を活かすには	家族療法について	公益財団法人明治安田こころの健康財団
19	トラウマフォーカスト認知行動療法(TF-CBT) Introductory Training 研修	TF-CBT について	岩手医科大学神経精神科学講座
20	子どものためのトラウマフォーカスト認知行動療法(TF-CBT) 概論講座 入門編	TF-CBT の前段階の概論について	(株) 心理オフィス K

外部研修			
	項目	内容	講師
21	解決志向アプローチ	解決志向アプローチについて	特定非営利活動法人日本スクールソーシャルワーク協会
22	サインズ・オブ・セーフティ	サインズ・オブ・セーフティについて	
23	日本子ども虐待防止学会第29回学術集会滋賀大会	虐待に関する最新の情報収集や意見交換	一般社団法人日本子ども虐待防止学会
24	FLEC フォーラム	家庭養護とその分野にさまざまな立場で携わる関係者が集い、相互のネットワークの構築・強化	全国家庭養護ネットワーク
25	上級救命講習	普通救命講習の内容に加え小児・乳児の心肺蘇生法、外傷の手当て、保温法、体位管理法、搬送法を実施	消防署

### (3) 支援者支援コーディネーター

#### ア 目的

児童相談所は、常に重い責任の中で緊張を強いられる職場であり、自己肯定感の低下や共感疲労を抱えるなど、体力的・精神的にも負担の大きい業務です。こうした業務の特性を考慮し、特に多忙とされるスーパーバイザーの業務の一部を担う支援者支援コーディネーターを本区独自に配置しました。

支援者支援コーディネーターが職員の感情労働における精神的な負担を軽減する心のケアを行うことで、職員は自己肯定感を高め、それを維持しながら支援を行っていくことができます。

支援者支援によって実現する職員の精神的な安定は、支援の質に関わるものであり、子どもや保護者、関係機関等に対するより良い支援につながっていきます。

#### イ 業務内容

令和5年度の業務内容は、以下のとおり実施しています。現在は実績を積み上げており、今後も職員への支援につながる業務を検討していきます。

- (ア) 職員に対するセーフティネットづくり
- (イ) 職員に対する相談面接や日常的な声かけ
- (ウ) 支援者支援スーパーバイザーによるスーパービジョン
- (エ) 相談記録等の作成
- (オ) 援助方針会議等への参加による職員の状況把握
- (カ) 各種研修への参加

## 7 特別区からの派遣研修職員の受入れ（令和6年4月1日現在）

（単位：人）

職 種	令和5年度	令和6年度※
児童福祉司	2	1
児童心理司	3	1
児童指導員・保育士	0	0
事務	1	0

※ 令和6年度は、新規の受入れはなく、前年度から引き続きの職員のみ。

## 第3 統計

### 1 相談受理状況

- (1) 経路別受理状況※
- (2) 種類別受理状況※

### 2 相談対応状況

- (1) 種類別対応状況※
- (2) 種類別・経路別対応状況※
- (3) 虐待種類別・主な虐待者別対応状況※
- (4) 被虐待児年齢別・虐待種類別対応状況※

※ 令和6年5月13日付けのこども家庭庁及び厚生労働省からの通知「令和4年度及び令和5年度福祉行政報告例（児童福祉関係の一部）の報告等について」において、令和5年度福祉行政報告例の調査計画の変更を検討している旨の連絡を受けました。本区は、国からの具体的な実施方法について連絡を受けた後、統計を算出します。

統計を反映した最新の事業概要は、葛飾区公式ホームページで改めて公開する予定です。



**事業概要**  
令和5年度（2023年度）版  
令和6年10月発行

**編集・発行** 葛飾区児童相談所  
〒124-0012 葛飾区立石2-30-1  
TEL 03-5698-0303  
FAX 03-5698-0337



葛飾区は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。